

総務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
264	地方に対する規制緩和	その他	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和	平成27年の国勢調査市町村事務要領で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする記述が追加されたように、特に支障となっている、中山間地域では、住民の高齢化等の要因も加わり、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校校下に1人も調査員がいない地域もあり、調査に支障がでている。 また、平成22年度実施の国勢調査から郵便による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされたい。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大することも見据える。)	本市では、調査員確保のための募集活動を行っているものの、景気の上向きや調査困難世帯の増加などに伴い、国勢調査調査員の登録者数は減少しており、(H27:527名→H28:479名)調査員の確保に苦勞をしている。特に、中山間地域では、住民の高齢化等の要因も加わり、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校校下に1人も調査員がいない地域もあり、調査に支障がでている。 また、平成22年度実施の国勢調査から郵便による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされたい。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大することも見据える。)	本提案により、中山間部等の調査員の確保が困難な地域において、例示する日本郵便株式会社の地域に密着した配達ルートを活用することで、効率的な調査が可能となると期待される。特に、同社は、全国に拠点を有し、社会的な信頼もあることや、定期的に目にする身近な存在であり、住民にとって、初見の調査員より安心して調査に協力することができる。と期待できる。	国勢調査令	総務省	金沢市	読売新聞5月28日13版	岩手県、花巻市、山形市、福島県、魚沼市、野々市市、福井市、山梨市、西尾市、小牧市、鳥取県、徳島市、新居浜市、東温市、北九州市、大牟田市、糸島市、松浦市、八代市、宮崎市	○調査員の確保については、高齢化が著しく、その確保が非常に困難になっている。また、山間部の調査区は、面積は広大な一方、世帯数は僅少であるなど総務省が想定する標準的な調査区と乖離した実態があり、都道府県から示される限られた調査員配分の中で、調査員を各調査区に配置する際も、各調査員の業務負担の均衡に配慮するうえで支障になっている。提案の想定する日本郵便(株)であれば、地域の地理や居住実態にも明るいことから、円滑かつ高精度な調査にも資するため、将来的な全域化も検討すべきである。 ○本市には離島がある。現在は離島にも調査員が1人いるが、その方以外のなり手がいない状態。調査員確保のための募集活動は行っているが、毎年調査員は減少しており、調査員の確保に苦勞をしている。毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などは、住民にとって身近な存在であり、社会的信頼もあることから、安心して調査に協力していただけると推測する。委託が可能となれば、離島での調査の効率が上がると思われる。 大都市統計協議会から国に要望しているところである。	平成27年国勢調査では、社会施設、マンション等において別途委託契約を結ぶことにより、調査業務を外部に委託できるよう措置したところである。一方で中山間地域については、調査区としては広域であるが、比較的世帯数も少なく、その中で調査員を配置する必要があり、昨今の調査員確保の状況を踏まえると様々な工夫をしなければならないことも理解している。 中山間地域等における調査員事務の民間委託に当たっては、受託できる事業者の有無をはじめ、統計の精度を維持できることを前提に受託側と委託できる業務内容、範囲、費用などについて事前に確認・調整する必要がある。 さらに委託可能であると判断された場合は、本調査実施前の試験調査で事前に検証する必要があるが、いずれにしても導入の可否を含めて検討してまいりたい。	調査員の確保は、本市だけでなく多くの自治体の抱える課題であり、解決の1つの方法として日本郵便(株)等の民間事業者への委託は、有用な手段と考えている。本提案は、身近な存在である郵便局が実施することを想定しており、地域住民にとっても制度への信頼向上にも繋がることと期待されるため、今般導入の可否をご検討いただいていることに感謝するとともに、今後、速やかに日本郵便(株)等民間事業者との具体的な検討・協議が進められることを期待する。なお、平成32年国勢調査も迫っていることもあり、導入の可否を含めた検討の具体的なスケジュールをお示し願いたい。	

総務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め る。		統計調査を実施する上で、調査員の確保は重要な課題であると認識して いる。 他方で、調査業務を外部に委託する場合は、調査対象である国民が安心 して回答できること、統計調査への信頼を低下させないこと、国勢調査 の精度を維持すること等に留意する必要がある。 このため、本提案については、上述の留意事項を考慮しながら検討を進 め、2020年に実施する国勢調査での導入の可否について2018年度末まで に結論を得たい。	<平成30> 6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計 調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018年度中に 結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <令和> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (v)国勢調査(5条2項)において調査員が行う事務の外部委託につい ては、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で、令和 7年の国勢調査に向けて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ず る。	本提案事項を導入することにつ いては、十分に時間をかけて慎重 に検討していく必要があるため、 検討を継続	検討中	本提案の検討に当たり、総務省統計局が実施する統計調査の受託経験がある民間事 業者に対して、中山間地域における国勢調査員事務を受託する可能性等についてヒアリ ングを実施したところ、次のような理由から受託困難である旨の回答を得た。 ・調査活動を請け負うに当たっては、地域の事情に明るく、かつ、調査に関する能力及び 経験を有する統計調査員を確保することが必要である中、そのような者は、国勢調査実 施時には、既に調査員として任命されている者が多く、別途の人材を確保することは困難 であること。 ・東京や大阪などの大都市を中心に活動しているため、地方で調査を実施する場合には 、管理者が現地に向いて調査活動の支援を行うことが必要となり、大都市の場合に 比べて負担が大きいこと。 ・世帯を何度も往訪し、かつ確実に全員から回収するような調査方法には、対応しがたい こと。 ・これらを考慮すると、現行の調査方法により調査員事務全般を請け負うことはコスト的 に困難であること。 また、精度を保つことを前提として現行の調査員業務のままの形で外部委託を行おうと する場合には、必要な経費を確保する必要があるが、昨今の厳しい財政事情を考慮する と、予算の増額は極めて厳しい状況にある。 これらのことから、本提案を実現しようとする場合には、民間事業者が可能となるようブ ロセスの分割や調査方法の見直しが必要であり、結果精度の確保を前提として調査方法 等を見直すには、試験調査による検討をはじめ、慎重かつ十分な検討が必要となる(注) ため、2020年国勢調査において直ちに対応することは困難である。 他方で、調査員の確保対策は当方にとっても重要な課題であるため、本提案につい ては、次々回以降の調査に向け、引き続き民間事業者や地方公共団体との協議・情報共 有を進めるなど、検討を継続してまいりたい。 なお、調査員の負担軽減にも資するよう、2020年国勢調査に向けては、前回調査にお ける二段階配布方式について、地方公共団体と意見交換を重ね、同時配布方式とする 見直しを行うこととしたほか、国勢調査の調査員の確保に資するよう、調査員として従事 できる職員の要件を緩和(税務関係職員)することとしたところ。 今後も、統計の品質の維持・向上や信頼性の確保に留意し、地方公共団体の皆様の意 見を聞きながら、調査員確保の方策について検討を深めてまいりたい。	統計の品質の維持・向上や信頼 性の確保に留意し、地方公共団 体の皆様の意見を聞きながら、 調査員確保の方策について検討 を深めてまいりたい。

(注)統計調査の民間委託を検討するに当たっては、「統計調査における民間事業者の  
活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)におい  
て、統計の品質の維持・向上や信頼性の確保に留意する必要があるとされている。特  
に、国勢調査については、「調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国  
政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討することとされ  
ている。